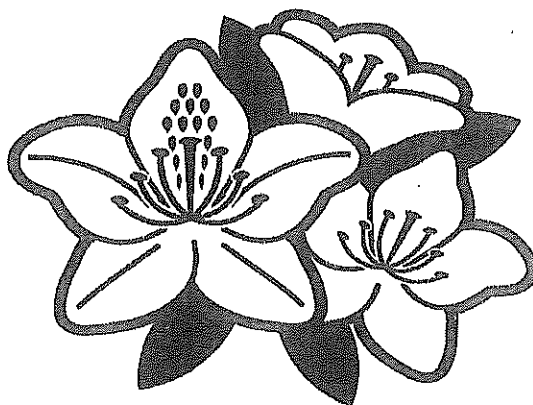


大野城市

つつじヶ丘区 規約

(令和6年4月21日改訂)



つつじヶ丘区

《 目 次 》

つつじヶ丘区規約	1
つつじヶ丘区規約細則.....	7
つつじヶ丘公民館規定.....	8
つつじヶ丘公民館細則.....	11
つつじヶ丘区個人情報取扱要領.....	13

つつじヶ丘区 区域

【丁 目】	【面 積】
つつじヶ丘1丁目.....	73,000㎡
つつじヶ丘2丁目.....	93,000㎡
つつじヶ丘3丁目.....	162,000㎡
つつじヶ丘4丁目.....	138,000㎡
つつじヶ丘5丁目.....	83,000㎡
つつじヶ丘6丁目.....	156,000㎡
計	705,000㎡ (約21万3千坪)

つつじヶ丘区規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本区は、大野城市つつじヶ丘区（1丁目～6丁目）と称し、事務所をつつじヶ丘3丁目1番30号に置く。

(目的)

第2条 本区は、区住民の相互扶助と協調の精神に基づき、明るく住み良い平和な生活環境作りを目指し区、及び市の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本区は、つつじヶ丘区に居住する住民（世帯）をもって構成し、組制を設ける。

(事業)

第4条 本区は、第2条にあげる目的のため、次の事業を行う。

1. 住民の親睦と融和に関する事。
2. 共同の福祉の増進、衛生の改善及び交通防犯と災害防止に関する事。
3. 秩序ある生活環境を守り、緑のある住宅環境の維持管理と美化に関する事。
4. 高齢者ライフの充実と青少年育成に関する事。
5. 公民館活動事業に関する事。
6. 市及び公的機関、団体との連携に関する事。
7. その他、区の目的達成に必要な事。

(公告)

第5条 本区の公告は、各世帯に文書を回覧または配布して周知する。

第2章 役員等

(役員等)

第6条 本区に次の役員、評議員長、評議員、監査員、組長、スポーツ部員、文化部員、環境防犯部員、福祉推進部員、代議員、事務員を置く。その任務、任期及び選出方法は次のとおりとする。但し、監査員以外は再任を妨げないが、区長並びに評議員長の再任は2期までとする。止むを得ない場合に限り3期まで認めるものとする。

区分	職名	主な任務	定数	任期	選出法
役員	区長	区の代表者として区域内全般を総括する。公民館長を兼ねる。	1名	2年	評議員会で推薦、 組長会で承認
	副区長	区長を補佐し、区長に事故ある時、又は欠けた時は、その職務を代行する。	1名	2年	総会で決定

区分	職名	主な任務	定数	任期	選出法
役員	会計	区及び公民館等一切の会計を処理する。	1名	2年	評議員会で推薦、組長会で承認、総会で決定
	総務	各業務の庶務を行う。 各会議の記録を行う。	1名		
	スポーツ部長	区のスポーツに関する企画指導をする。 関係団体との連絡調整	1名		
	文化部長	区の文化に関する企画指導をする。 関係団体との連絡調整	1名		
	環境防犯部長	区の環境防犯に関する企画指導をする。 関係団体との連絡調整	1名		
	福祉推進部長	区の福祉に関する企画指導をする。 関係団体との連絡調整	1名		
職員	監査員	区の会計を監査する。	2名	2年	役員と同じ
	評議員長	評議員会を代表し統括する。	1名	2年	評議員の互選により選出する。
	評議員	各丁目を代表、必要に応じ組長会に出席 区長の諮問事項の答申をする。	若干名	2年	組長会決定 総会報告
	組長	組を代表し、区と連携し組内業務処理を行う。	各組 1名	1年	組内選出 総会報告
	スポーツ部員	区のスポーツに関し部長を補佐する。	12名	2年	役員会で推薦し、組長会で承認決定する
	文化部員	区の文化に関し部長を補佐する。	10名	2年	
	環境防犯部員	区の環境防犯に関し部長を補佐する。	10名	2年	
	福祉推進部員	区の福祉推進に関し部長を補佐する。	15名	2年	
	代議員	組長事故時の任務代行をする。	各組 1名	1年	組内選出 総会報告
事務員	区、公民館の事務などに従事する。	1～2 名	1年	公募し役員会で決定。	

2. スポーツ部、文化部、環境防犯部、福祉推進部は部員の中より副部長を選出し、選出された副部長は部長を補佐する。部長が事故あるとき、又は欠けた時はその職務を代行する。
 3. 評議員は原則として各丁目5組単位1名とし、各5組組長が推薦し、総会に報告する。
 4. 組長は、入居順の輪番制を原則とし、組の編成、組替えは組内の意見を聞き役員会で決める。但し、当該年度に77歳を迎えられる高齢者は組長の任務を免除する事とする。但し、高齢者夫妻二人世帯の場合、あるいは成人同居人が居る世帯の場合は当該年度に全員77歳に達することを任務免除の条件とする。
- 尚、元気な方が自発的に組長を務められることはこれを歓迎するものとする。

(役員の補充)

第7条 役員及び評議員、監査員に任期中欠員が生じた時は、評議員会で選考のうえ、組長会で承認を受け補充することができる。但し、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第8条 本区の会議は次のとおりとし、区長が召集する。

会議名	時期	審議事項	成立要件	議決	資格
通常総会	事業年度初め頃	① 決算事業報告 予算事業計画 ② 役員、監査員の決定 ③ 区規約の改廃 ④ 区費の決定 ⑤ 役員等の手当等の決定 ⑥ その他	全世帯の過半数以上(委任状を含む)	出席者の過半数で決し可否同数のときは議長が決める。	1世帯 1名
臨時総会	役員で必要と認めるとき	① 緊急を要する重要事項 ② 通常総会に間に合わない事項			1世帯 1名
役員会	区長が必要と認めるとき	① 組長会提案事項審議 ② 通常総会、臨時総会提案事項審議 ③ 実行委員会提案事項審議 ④ 公民館審議会議題審議 ⑤ 評議員会への諮問事項審議 ⑥ その他必要事項	過半数	出席者の過半数で決し可否同数のときは議長が決める。	役員

会議名	時期	審議事項	成立要件	議決	資格
組長会	原則として 毎月1回	① 役員・監査員の承認 ② 評議員の決定 ③ 役員等の手当ての承認 ④ 各行事の運営執行 ⑤ その他必要事項	過半数	出席者の過半数で決し可否同数のときは議長が決める。	役員 組長 評議員
評議員会	区長が必要と認め たとき	① 役員・監査員の推薦 ② 役員等手当て案の作成 ③ その他諮問事項			評議員 役員

2. 区長は、役員会、組長会及び評議員会の半数以上の要求があれば、それぞれの会議を招集しなければならない。
3. 総会の議長は、出席者の中から選出し、その他の会議は区長が議長となる。但し、評議員会の議長は評議員長が務める。評議員長不在の場合は出席者の中から選出する。
4. 総会の招集は、当該期日の7日前までに会議の目的事項、日時、場所を記載した書面を各世帯に配布しなければならない。

(議事録)

第9条 当該会議書記は、それぞれの会議の議事録を作成し、会議の年月日、出席人数及び、会議の概要を記載しなければならない。

第4章 運営費

(運営費)

第10条 本区の事業運営に必要な経費は、区費、市よりの補助金、公民館使用料、各種手数料、寄付金等をもって充当する。

(区費)

第11条 区内の住民は、世帯毎に区費を納めるものとする。但し、役員会が必要と認めた時は、減免することができる。

2. 本区の区費の金額は、総会で決める。
3. 区費は、組長が徴収して会計に納めるものとする。
4. 本区内に土地を所有する区外の者は、別に定める区費を納めなければならない。
5. 本区内に所在する企業は、区規約細則に定める区費を納めなければならない。

(役員等への手当)

第12条 役員等手当は通常総会において決定され、その手当額等は別途、役員等手当規程に定める。

但し、公民館長手当、副公民館長手当については、公民館等指定管理者交付金の公民館長報酬及び副公民館長報酬に改定あるときは、その改訂された金額を各々の手当額とする。

第5章 慶弔及び災害見舞金等

(慶弔及び災害見舞金等)

第13条 本区の住民の慶弔に際しては、出産に際して出産祝いを、死亡に際して弔慰金を贈り弔意を表すものとする。

① 出産お祝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円

② 弔慰金

イ. 世帯主及び配偶者・・・・・・・・・・ 10,000円

ロ. 同居するその家族・・・・・・・・・・ 5,000円

③ 災害見舞金は火災等により大きな被害を受けた場合

イ. 災害見舞金は役員会で決める。

2. 上記適用にあたり、当該組長は速やかに区長に報告するものとする。

3. 関係機関、団体の役員については、役員会で決める。

4. 関係機関、団体の公式行事については、祝い金を贈ることができる。

その金額は、その都度役員会で決める。

第6章 会計・監査

(事業年度)

第14条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

(予算)

第15条 本区の予算は、総会の承認を得なければならない。但し補正予算は役員会で審議し、組長会の承認を受けるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始日から総会において予算が決議されるまでの間は、前年度の予算を基準として、区長の判断で執行することができるものとする。

(資金の管理)

第16条 運営費等は、金融機関への預金等、最も安全な方法で運用しなければならない。

(決算及び監査)

第17条 区長は、毎年3月31日現在で次の書類を作成し監査を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 会計に関する書類

(監査)

第18条 監査員は、前条の書類により会計を監査し、意見をつけて区長に提出し、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第7章 付則

(個人情報保護の取扱)

第19条 つつじヶ丘区が、区活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用提供及び管理については、別に定める「つつじヶ丘区個人情報取扱要領」により、適正に運用するものとする。

(規約の変更)

第20条 本規約の変更は、総会の承認を得てこれを決定する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は区長が組長会に諮って別に定めることができる。

(実施)

第22条 この規約は、平成 9年4月1日から適用する。
平成11年4月1日一部改訂する。
平成14年4月7日一部改訂する。
平成15年6月1日一部改訂する。
平成16年4月1日一部改訂する。
平成18年4月1日一部改訂する。
平成19年4月1日一部改訂する。
平成20年4月1日一部改訂する。
平成23年4月1日一部改訂する。
平成24年4月1日一部改訂する。
平成25年4月1日一部改訂する。
平成26年4月1日一部改訂する。
平成26年10月1日一部改訂する。
平成27年4月1日一部改訂する。
平成28年4月24日一部改訂する。
平成30年4月22日一部改訂する。
令和 2年4月19日一部改訂する。
令和 6年4月21日一部改訂する。

つつじヶ丘区 規約細則

- 第1条 規約第11条2項は、1ヶ月300円とし、4月及び10月に6ヶ月分を前納するか、4月に12ヶ月分を前納する。
- 第2条 規約第11条4項の区外区費は、次のとおりとする。
1 区画……年額 1,200円
- 第3条 事務員の採用、解雇、給与、勤務条件については、役員会で決める。
- 第4条 規約第6条および第7条に定める役員等の任期満了確定日を次の通り定める。
① 役員並びに監査員は通常総会の終結の時をもって任期満了とする。
② 組長、代議員および事務員は毎年3月31日をもって任期満了とする。
③ 評議員長、評議員、スポーツ部員、文化部員、環境防犯部員、福祉推進部員は就任から2年目の3月31日をもって任期満了とする。
- 第5条 評議員長の選任は任期初めの初回（4月）評議員会において互選するものとする。
- 第6条 区規約第11条5項の企業に対する区費は次のとおりとする。
1 企業……年額を下限額5,000円、上限額100,000円とする。
- 第7条 この細則は、平成9年4月1日より実施する。
平成11年4月1日一部改訂する。
平成14年4月7日一部改訂する。
平成15年6月1日一部改訂する。
平成16年4月1日一部改訂する。
平成20年4月1日一部改訂する。
平成26年4月1日一部改訂する。
平成26年10月1日一部改訂する。
令和2年4月19日一部改訂する。
令和5年4月16日一部改訂する。

つつじヶ丘公民館規程

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本館はつつじヶ丘公民館とし、事務所を大野城市つつじヶ丘3丁目1番30号に置く。

(目的)

第2条 本館は、区規約の目的及び市の公民館設置主旨等を全うすることを目的とする。

(事業)

第3条 本館は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- ① 各種の講座、講習会、スポーツ関係、サークル活動に関すること。
- ② 関係機関、団体との連絡、調整に関すること。
- ③ 施設の公共利用に関すること。
- ④ その目的達成に必要な事項に関すること。

(公民館長等の設置)

第4条 地域コミュニティ活動及び生涯学習の推進を図るため、公民館に公民館長及び副公民館長各1名を置く。

2. 公民館長は、区長が兼務するものとする。
3. 副公民館長は区長が副区長に委嘱し、大野城市に届けるものとする。

(公民館長等の任務)

第5条 公民館長は、区における地域コミュニティ活動及び公民館等における生涯学習の推進、市及び教育委員会等公的機関からの依頼事項を行う。

2. 副公民館長は公民館長の補佐役として、公民館の管理運営及び事業の実施に必要な業務を行う。主な業務は以下の通り。
 - ① 公民館長不在の場合の施設管理業務
 - ② 公民館利用団体との調整及び苦情処理に関する窓口業務
 - ③ 公民館施設の営繕に関する市との協議、及び区実施分の施工、管理
 - ④ 公民館の警備に関する業務
 - ⑤ 市に提出する公民館関係文書業務
 - ⑥ 公民館関係研修への参加
 - ⑦ その他公民館長（区長）が指示した業務など

なお、公民館長に事故あるとき、又は欠けた時は、その職務を代行する。

(運営費)

第6条 本館の運営に関する事項は、公民館長が統括し、その費用は公民館指定管理者交付金、公民館使用料、区費等の収入をもって充てる。

2. 公民館長手当及び副公民館長手当は公民館指定管理者交付金の公民館長報酬及び副公民館長報酬を充てる。当該報酬に改定ある時は、その改定された金額を

各々の手当額とする。

3. 管理人及び清掃員の手当は区役員会で決定する。
4. 事務員の手当は事務員服務規程により区長が決定する。

(公民館運営審議会)

第7条 本館に公民館運営審議会を設ける。

2. 審議会は、公民館運営の推進力となり、運営に関する企画、助言及び執行にあたる。
3. 審議会は、必要に応じ館長が召集する。

(審議会の委員)

第8条 審議会委員は、次のとおりとする。

区役員、シニアクラブ、子ども会育成会、食生活改善推進会、つつじヶ丘文庫、つつじヶ丘おやじの会、実のなる公園推進会、区後援各サークルの代表をもって構成する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

2. 欠員が生じた場合の代員の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理人の任期と服務)

第10条 公民館の管理のため管理人を置く。

2. 管理人の任用は、館長が推薦して区役員会で決める。
3. 管理人の任期は、1年とする。再任は妨げない。
4. 管理人は、常に建物内外の清掃に務め、特に火災、盗難防止に留意し、什器、備品等の保全に努めなければならない。
但し、女子トイレについては別途清掃員に清掃委託する。
5. 管理人は、会議及び雑用について館長の要請があるときは、これに応じなければならない。

(事務員の服務)

第11条 事務員の服務規程は別に定める。

(公民館の利用)

第12条 本館の利用については、次のとおりとする。

(利用時間)

- (1) 公民館の利用時間は、9時から21時までとする。
- (2) 公民館長は、特別な事情があると認める場合は、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始休暇(12月28日から1月5日)、盆休み(8月10日から8月16日)
公民館長は、必要があると認める場合は、市役所と協議の上休館日を取り消し、及び臨時の休館日を定めることがある。

2. 公民館の利用、備品の使用、貸し出しについては、所定の申込書により、館長の許可を受けなければならない。
3. 利用料等は、別表1. 2に定めるとおりとする。
4. 室利用料、備品貸出料の減免対象ならびに減免額は規程細則に定める。
5. 利用の優先順位は、原則として次のとおりとする。
 - イ. 区関係行事
 - ロ. 市行政関係
 - ハ. 定期使用講座教室
 - ニ. 公民館所属団体
 - ホ. 各組の会合
 - ヘ. その他一般使用
6. 使用目的以外の使用、施設の破損のときは使用の取り消し、破損の保障を求める。

(規定の改廃)

第13条 本運営の改廃は、役員会で決める。

付則

この運営規定は、平成 9年4月1日より適用する。

平成11年4月1日一部改訂する。

平成15年4月1日一部改訂する。

平成17年7月1日一部改訂する。

平成23年4月1日一部改訂する。

平成25年4月1日一部改訂する。

平成26年4月1日一部改訂する。

平成26年10月1日一部改訂する。

平成28年4月24日一部改訂する。

令和 2年4月19日一部改訂する。

令和 3年4月1日一部改訂する。

令和 4年4月1日一部改訂する。

令和 6年4月1日一部改訂する。

(別表1) 公民館利用料 (1時間当たり) ★区民団体：団体内に3分の1以上の区民がいる団体

部 屋	区民団体 (通常料金)		区民外団体	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	500	400	800	400
調理室	400	200	600	200
和室1	300	200	500	200
和室2	300	200	500	200
会議室	300	200	500	200
学習室	200	200	400	200

※調理室の部屋代は、ガス代及び調理に必要な備品等の料金を含む。

(別表2) 公民館利用料1泊当たり (準備、後片付け時間含む)

区分	集会室	和室1	和室2	調理室
利用料	5,000円	3,000円		2,000円

- ・各サークル等が、活動事情により合宿場所として公民館を利用する場合。
- ・利用時間は原則として、当日21時から翌日9時迄の間とする。
- ・上記の利用料には、冷暖房費、水道高熱費、調理器具の利用料を含む。

(別表3) 備品貸し出し料

区分	テント	長テーブル	椅子	座布団	その他の備品1点
使用料	1,000円	100円	50円	50円	50円

つつじヶ丘公民館 規程細則

(利用料の減免)

第1条 室利用料の減免対象並びに減免額は次の通りとする。

<部屋代、冷暖房費とも免除する対象>

使用団体	部屋代	冷暖房費
① 役員会が利用するとき	0	0
② 区、公民館の行事として利用するとき	0	0
③ 区、公民館が主催する講座、講演、その他で公益に資すると公民館長が認めたとき	0	0
④ 市または教育委員会が行政上必要により利用するとき	通常料金	通常料金
⑤ 上記④が区民側からの要求に応える場合	0	0
⑥ 各組の会議等の集会で利用するとき	0	0
⑦ 区の補助団体が利用するとき ・ シニアクラブ (つつじ会) ・ 子ども会育成会 ・ 食生活改善推進会 ・ つつじヶ丘文庫 ・ つつじヶ丘おやじの会 ・ 実のなる公園推進会	0	0
⑧ PTA及び幼稚園が会議で利用するとき	通常料金	通常料金
⑨ 上記⑧が区と関係する地区懇談会等で利用	0	0
⑩ アンビシャス事業に係る利用	0	0
⑪ その他館長が特別に認めたとき	0	0

<部屋代免除、冷暖房費65%負担>

団体名	利用部屋	部屋代	冷暖房費
① (公民館後援サークル)			
ラージピンポン同好会	集会室	0	260
囲碁愛好会	学習室	0	130
ソフトボールクラブ	会議室	0	130
グラウンドゴルフ同好会	集会室	0	260
ゴルフ同好会	学習室	0	130
ダンスサークル	集会室	0	260
② 南コミュニティ各部会		0	通常料金

(備品貸出料の減免)

第2条 次の団体は備品貸出料を無料とする。

- ① 区の補助団体が使用するとき。
- ② 公民館の後援サークルが使用するとき。
- ③ 南地区コミュニティの各部が使用するとき。
- ④ 組および区民の葬儀のときは無料とする。

(適用団体)

第3条 区の補助団体ならびに公民館の後援サークルの適用団体は次の通りとする。

<区の補助団体>

シニアクラブつつじ会、子ども会育成会、食生活改善推進会、つつじヶ丘文庫、
つつじヶ丘おやじの会、実のなる公園推進会

<公民館の後援サークル>

ソフトボールクラブ・パル、グラウンドゴルフ同好会、ラージボールピンポン
同好会、囲碁愛好会、ゴルフ同好会、ダンスサークル

付則

この細則は、平成15年4月1日より実施する。
平成20年4月1日一部改訂する。
平成23年4月1日一部改訂する。
平成26年10月1日一部改訂する。
平成28年4月24日一部改訂する。
令和 2年4月19日一部改訂する。
令和 3年4月1日一部改訂する。
令和 4年4月1日一部改訂する。
令和 6年4月17日一部改訂する。

つつじヶ丘区個人情報取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本区が保有する個人情報を適正に取り扱うため必要な事項を定め、区民の権利利益を保護することを目的とする。

(区の責務)

第2条 本区は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、区の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(区民への周知)

第3条 この要領は、区の総会資料又は回覧により、区民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 この要領において、「個人情報」とは、「町内名簿」等により区が取得した、次に掲げる個人に関する情報とする。

(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号。

(2) その他、区の活動において必要とする情報で、本人の同意を得て取得したもの

(個人情報の利用)

第5条 個人情報は、次に掲げる目的のため必要な場合にのみ利用するものとする。

(1) 区費の請求及び管理、文書の送付等。

(2) 区民の名簿及び地図の作成。

(3) 第7条第1項の規定に基づく、第三者への情報の提供。

(個人情報の管理)

第6条 1項 個人情報が記載された書類等は、区長の責任のもと適正に管理し、夜間等においては、鍵のかかる保管庫等で厳重に保管するものとする。

2項 個人情報が記載された書類等が不要になったときは、区長立会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の提供)

第7条 1項 次の各号に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を、提供先に応じ提供する項目を定め、第三者に提供することができるものとする。

(1) 法令、市の条例等に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要な場合。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(5) その他区であらかじめ決めた提供先に提供する場合。

提供先が生じた場合は、組長会において承認決定を頂く。

2項 前項各号に該当する場合であっても、区民本人から個人情報の提供を拒む旨の申出があったときは、提供を行わないものとする。

付則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

令和2年4月19日一部改訂する。